

令和 5 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書
山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

目 次

○ 令和5年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の手続	1
第4	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
2	審査の意見	2

○ 令和5年度山梨県資金不足比率審査意見書

第1	審査の対象	3
第2	審査の期間	3
第3	審査の手続	3
第4	審査の結果及び意見	3
1	審査の結果	3
2	審査の意見	4

○ 付 表

第1	実質赤字比率	5
第2	連結実質赤字比率	6
第3	実質公債費比率	8
第4	将来負担比率	9
第5	資金不足比率	10
第6	健全化判断比率等の対象会計	11

令和 5 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

写

梨 監 第 579 号

令和 6 年 9 月 10 日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 殿

山梨県監査委員 小 林 厚

山梨県監査委員 中 込 正 純

山梨県監査委員 渡 辺 淳 也

山梨県監査委員 宮 本 秀 憲

令和 5 年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度の山梨県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の期間

令和6年8月13日から令和6年9月9日まで

第3 審査の手続

審査に当たっては、山梨県監査基準に準拠し、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

前記の手続により審査した結果、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に基づき適切に作成されており、健全化判断比率は適正な算定結果と認められる。

（単位：％）

	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	3.75
連結実質赤字比率	－	－	8.75
実質公債費比率	11.2	11.5	25.0
将来負担比率	173.4	180.1	400.0

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」で表示される。

2 審査の意見

(1) 実質赤字比率

令和5年度の実質収支額が156億9,258万円余の黒字であることから、実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

令和5年度の連結実質収支額が283億7,398万円余の黒字（資金剰余）であることから、連結実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(3) 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率は11.2%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比較して0.3ポイント低下（改善）している。

これは主として、県債等残高の計画的な削減により元利償還金が減少したことなどによるものである。

実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる18%を下回っているものの、県債等残高の増加は財政の硬直化を招く要因ともなることから、県債の発行に当たっては、後年度の負担について十分検討するとともに、実質的な公債費の縮減に向けて計画的に取り組むなど、引き続き財政の健全化に努められたい。

(4) 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は173.4%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比較して、6.7ポイント低下（改善）している。

これは主として、県債等残高などの将来負担額が前年度と比較して212億8,313万円余減少したことなどによるものである。

将来負担額の大部分を県債等残高が占めていることから、将来の負担軽減に繋がるよう、有利な交付税措置のある県債の活用に取り組むとともに、県民ニーズを的確に把握し、今後の行政需要に応じた計画的な県債の発行に努められたい。

また、将来負担額のうち、経営改革プランを策定した出資法人4団体に係る県負担見込額は117億4,341万円余と多額であることから、引き続き各法人の経営状況を注視し、プランに基づいた取組を着実に実行することにより、県負担見込額の更なる削減を図られたい。

令和5年度山梨県資金不足比率審査意見書

写

梨 監 第 580 号

令 和 6 年 9 月 10 日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 殿

山梨県監査委員 小 林 厚

山梨県監査委員 中 込 正 純

山梨県監査委員 渡 辺 淳 也

山梨県監査委員 宮 本 秀 憲

令和 5 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度山梨県資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度山梨県公営企業会計の決算に基づく、次に掲げる公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

- (1) 山梨県営電気事業会計
- (2) 山梨県営温泉事業会計
- (3) 山梨県営地域振興事業会計
- (4) 山梨県流域下水道事業会計

第2 審査の期間

令和6年8月13日から令和6年9月9日まで

第3 審査の手続

審査に当たっては、山梨県監査基準に準拠し、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

前記の手続により審査した結果、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に基づき適切に作成されており、資金不足比率は適正な算定結果と認められる。

(単位：%)

	資金不足比率		経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
電気事業会計	—	—	20.0
温泉事業会計	—	—	20.0
地域振興事業会計	—	—	20.0
流域下水道事業会計	—	—	20.0

注) いずれの公営企業会計も資金不足額がないため「—」で表示される。

2 審査の意見

電気事業会計、温泉事業会計及び地域振興事業会計並びに流域下水道事業会計において、いずれも資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は前年度と同様に算定されない。

引き続き、各公営企業の健全な経営に努められたい。

付 表

第1 実質赤字比率

第2 連結実質赤字比率

第3 実質公債費比率

第4 将来負担比率

第5 資金不足比率

第6 健全化判断比率等
の 対 象 会 計

第1 実質赤字比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 15,692,589}{270,856,606} \times 100 = - (\Delta 5.79\%)$$

注) 実質収支額が黒字であることから、実質赤字比率は算定されないが、参考値として、黒字額の実質赤字比率を負の値で()内に表示した。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越額(5)	事業繰越額(6)	未収入特定財源(7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
一般会計	566,633,947	547,283,459	59,110	75,139,744	1,795,019	0	63,221,555	5,578,170	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	9,325,891	8,309,023	0	1,387,867	26,840	0	1,215,768	817,929
	災害救助基金特別会計	10	10	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	174,294	58,541	0	0	0	115,753	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	4,476,056	1,788,681	0	0	0	0	0	2,687,375
	市町村振興資金特別会計	7,364,475	702,658	0	86,700	0	0	0	6,575,117
	県税証紙特別会計	857,285	823,287	0	0	0	0	0	33,998
	集中管理特別会計	99,160,865	99,160,865	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	138,382	21,858	0	0	0	116,524	0	0
	公債管理特別会計	125,939,300	125,939,300	0	0	0	0	0	0
合計	814,070,505	784,087,682	59,110	76,614,311	1,821,859	232,277	64,437,323	15,692,589	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	124,534,553
普通交付税額	144,698,107
臨時財政対策債発行可能額	1,623,946
合計	270,856,606

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年度	R 3	R 4	R 5
実質収支額	12,328,232	19,401,962	15,692,589
標準財政規模	276,062,901	268,591,078	270,856,606
実質赤字比率	△ 4.46	△ 7.22	△ 5.79

注) 実質収支額が黒字であることから、実質赤字比率は算定されないが、参考値として、黒字額の実質赤字比率を負の値で表示した。

第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}} = \frac{\Delta 28,373,983}{270,856,606} \times 100 = - (\Delta 10.47\%)$$

注) 連結実質収支額が黒字(資金剰余)であることから、連結実質赤字比率は算定されないが、参考値として、黒字(資金剰余)額の連結実質赤字比率を負の値で()内に表示した。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位: 千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源				未収入特定財源(7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越繰越額(5)	事業繰越額(6)			
一般会計	566,633,947	547,283,459	59,110	75,139,744	1,795,019	0	63,221,555	5,578,170	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	9,325,891	8,309,023	0	1,387,867	26,840	0	1,215,768	817,929
	災害救助基金特別会計	10	10	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	174,294	58,541	0	0	0	115,753	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	4,476,056	1,788,681	0	0	0	0	0	2,687,375
	市町村振興資金特別会計	7,364,475	702,658	0	86,700	0	0	0	6,575,117
	県税証紙特別会計	857,285	823,287	0	0	0	0	0	33,998
	集中管理特別会計	99,160,865	99,160,865	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	138,382	21,858	0	0	0	116,524	0	0
	公債管理特別会計	125,939,300	125,939,300	0	0	0	0	0	0
合計	814,070,505	784,087,682	59,110	76,614,311	1,821,859	232,277	64,437,323	15,692,589	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計に係る実質収支額 (B)

(単位: 千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源				未収入特定財源(7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越繰越額(5)	事業繰越額(6)		
国民健康保険特別会計	78,131,543	78,051,148	0	0	0	0	0	80,395

公営企業会計(法適用企業)に係る資金不足・剰余额 (C)

(単位: 千円)

会計名	流動資産	流動資産控除財源	算入地方債	流動負債	流動負債控除企業債	資金剰余额
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)-(3)-(4)+(5)
電気事業会計	12,475,761	0	0	813,008	21,622	11,684,375
温泉事業会計	498,020	0	0	27,358	0	470,662
地域振興事業会計	68,217	0	0	60,977	0	7,240
流域下水道事業会計	2,786,383	762,139	0	2,668,962	1,083,440	438,722
合計	15,828,381	762,139	0	3,570,305	1,105,062	12,600,999

標準財政規模 (D)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	124,534,553
普通交付税額	144,698,107
臨時財政対策債発行可能額	1,623,946
合 計	270,856,606

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	8.75
財政再生基準	15.00

【連結実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	R 3	R 4	R 5
実質収支額等	31,224,055	33,804,462	28,373,983
標準財政規模	276,062,901	268,591,078	270,856,606
連結実質赤字比率	△ 11.31	△ 12.58	△ 10.47

注) 連結実質収支額が黒字(資金剰余)であることから、連結実質赤字比率は算定されないが、参考値として、黒字(資金剰余)額の連結実質赤字比率を負の値で表示した。

第3 実質公債費比率

【計算式】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金 (A)} + \text{準元利償還金 (B)}) - (\text{特定財源 (C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)})}{\text{標準財政規模 (E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)})}$$

【計算結果】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \left(\begin{array}{ccc} \text{令和3年度} & + & \text{令和4年度} & + & \text{令和5年度} \\ 11.46329 & & 11.40846 & & 11.01419 \end{array} \right) \div 3 = 11.2\%$$

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く）	(A)	67,317,726	64,934,285	63,505,786
準元利償還金	(B)	8,414,997	8,322,117	8,227,830
特定財源	(C)	2,441,403	2,486,505	2,742,766
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(D)	47,037,462	45,295,297	44,004,973
標準財政規模	(E)	276,062,901	268,591,078	270,856,606

実質公債費比率（単年度）

$$(R3) \quad \frac{(67,317,726 + 8,414,997) - (2,441,403 + 47,037,462)}{276,062,901 - 47,037,462} \times 100 = 11.46329\%$$

$$(R4) \quad \frac{(64,934,285 + 8,322,117) - (2,486,505 + 45,295,297)}{268,591,078 - 45,295,297} \times 100 = 11.40846\%$$

$$(R5) \quad \frac{(63,505,786 + 8,227,830) - (2,742,766 + 44,004,973)}{270,856,606 - 44,004,973} \times 100 = 11.01419\%$$

【早期健全化基準等】 (単位：%)

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	R 3	R 4	R 5
実質公債費比率 (3か年平均)	11.6	11.5	11.2

第4 将来負担比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,057,799,001 - 664,375,929)}{(270,856,606 - 44,004,973)} \times 100 = 173.4\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	927,862,423
	恩賜県有財産特別会計	12,204,679
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	155,260
	中小企業近代化資金特別会計	3,379,002
	林業・木材産業改善資金特別会計	5,750
	小 計	943,607,114
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	1,141,693
公営企業債等繰入見込額	流 域 下 水 道 事 業 会 計	10,699,944
退職手当負担見込額	一 般 会 計	90,266,809
設立法人の負債額等負担見込額(*)	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	5,296,890
	地 方 独 立 行 政 法 人	0
	第 三 セ ク タ ー 等	6,786,551
	小 計	12,083,441
連結実質赤字額		0
合 計		1,057,799,001

*うち、経営改革プランを策定した出資法人4団体（土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社）に係る県負担見込額…11,743,418千円

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	123,459,903
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	17,012,353
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	523,903,673
合 計	664,375,929

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

標準財政規模	270,856,606
--------	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	44,004,973
---------------------------	------------

【早期健全化基準】

(単位：%)

早期健全化基準	400.0
---------	-------

【将来負担比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	R 3	R 4	R 5
将来負担額	1,104,954,882	1,079,082,139	1,057,799,001
充当可能財源等	690,435,498	676,823,105	664,375,929
標準財政規模	276,062,901	268,591,078	270,856,606
基準財政需要額算入公債費	47,037,462	45,295,297	44,004,973
将来負担比率	180.9	180.1	173.4

第5 資金不足比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

【計算結果】

〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 11,684,375}{4,705,556} \times 100 = - (\Delta 248.3\%)$$

〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 470,662}{116,925} \times 100 = - (\Delta 402.5\%)$$

〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 7,240}{281,533} \times 100 = - (\Delta 2.5\%)$$

〈流域下水道事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 438,722}{2,888,106} \times 100 = - (\Delta 15.1\%)$$

注) 各公営企業会計の資金不足額の算定結果が資金剰余であることから、資金不足比率は算定されないが、参考値として、資金剰余額の資金不足比率を負の値で()内に表示した。

資金の不足額 (△は資金の剰余を示している) (A)

(単位: 千円)

会計名	流動負債	流動負債 控除企業債	算入地方債	流動資産	流動資産 控除財源	資金不足額 (△資金剰余額)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)+(3)-(4)+(5)
電気事業会計	813,008	21,622	0	12,475,761	0	△ 11,684,375
温泉事業会計	27,358	0	0	498,020	0	△ 470,662
地域振興事業会計	60,977	0	0	68,217	0	△ 7,240
流域下水道事業会計	2,668,962	1,083,440	0	2,786,383	762,139	△ 438,722

事業の規模 (B)

(単位: 千円)

会計名	営業収益	受託工事収益	事業の規模
	(1)	(2)	(1)-(2)
電気事業会計	4,705,556	0	4,705,556
温泉事業会計	116,925	0	116,925
地域振興事業会計	281,533	0	281,533
流域下水道事業会計	2,888,106	0	2,888,106

【経営健全化基準】

(単位: %)

経営健全化基準	20.0
---------	------

第6 地方財政健全化法の健全化判断比率等の対象会計

地方自治法の区分	健全化法上の区分	会計・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計	一般会計等	○一般会計	↑	↑	↑	↑	
特別会計	【一般会計等に属する特別会計】	○恩賜県有財産特別会計					
		○災害救助基金特別会計					
		○母子父子寡婦福祉資金特別会計					
公営事業会計	【公営企業に係る特別会計以外の公営事業会計】	○中小企業近代化資金特別会計	↓	↓	↓	↓	
		○市町村振興資金特別会計					
		○県税証紙特別会計					
公営企業会計	【法適用企業】	○集中管理特別会計	↓	↓	↓	↓	↑ 公営企業会計 ごとに算定 ↓
		○林業・木材産業改善資金特別会計					
		○公債管理特別会計					
		○国民健康保険特別会計					
一部事務組合等		(本県該当なし)			↓		
地方三公社・第3セクター等		○土地開発公社 ○道路公社 ○住宅供給公社 ○環境整備事業団 ○産業支援機構 ○農業振興公社 ○信用保証協会 ○公立大学法人 山梨県立大学 ○地方独立行政法人 山梨県立病院機構				↓	

